

遺族厚生年金の見直しに対して寄せられている指摘への考え方

1. 見直しの対象者について

- ① 法案では、遺族厚生年金の見直しは令和10年4月施行予定。
- ② 見直しの施行直後に原則5年の有期給付の対象となるのは、**令和10年4月時点で18歳年度末までにある子のない40歳未満の方（女性の場合）**であり、新たに対象となる30代の女性は推計で年間約250人となる（20代については既に5年の有期給付となっている。）。
- ③ 一方で、施行直後から妻を亡くした18歳年度末までにある子のない男性（20代から50代）は、新たに5年の有期給付が受給できることになり、対象者は推計で約1万6千人となる。（女性と同程度に男性も遺族になると仮定した場合）

2. 見直しの影響を受けない方

- ④ (1)すでに遺族厚生年金を受給している方、(2)60歳以降に遺族厚生年金の受給権が発生する方、(3)18歳年度末までにある子のある方、**(4)2028年度に40歳以上になる女性**、については見直しの影響はない。

令和10(2028)年度(令和10年4月1日から令和11年3月31日まで)に40歳以上になるということは、昭和63年4月2日から平成元年4月1日までの間に生まれた者が該当します。よって、平成元年4月1日以前に生まれた者は令和10年度中においては、40歳以上になっています。

3. 見直し後の5年の有期給付と継続給付について

- ⑤ **有期給付の額に新たに加算（有期給付加算）が上乗せされ、5年有期給付の遺族厚生年金の額は現在の約1.3倍となる。** 改正厚生年金保険法第62条第1項
- ⑥ **5年有期給付の終了後も、(1)障害状態にある方（障害年金受給権者）、(2)収入が十分でない方は、引き続き増額された遺族厚生年金を受給することができる。** 改正厚生年金保険法第65条第4項第1号 改正厚生年金保険法第65条第1項・第2項
収入が、単身の場合で就労収入で月額約10万円（年間122万円）以下の方は継続給付が全額支給され、以降は収入が増加するにつれて収入と年金の合計額が緩やかに増加するよう年金額が調整され、遺族厚生年金の年金額にもよるが、概ね月収20万円から30万円を超えると継続給付は終了する。* 別紙記載
改正厚生年金保険法第65条第3項

遺族厚生年金の額は、死亡した者の被保険者期間を基礎とした老齢厚生年金の額の計算の規定の例により計算した額、つまり「報酬比例の年金額」の3/4に相当する額ですので、当該額に「有期給付加算（「報酬比例の年金額」の1/4相当額）」が加算されて4/4(=1)になるので、 $1/0.75 \div 1.3$ 倍ということになります。

就労(給与)収入122万円から給与所得控除の最低保障額55万円(現状)(なお、令和17年分以後の所得税について適用される当該最低保障額は65万円に引き上げられていますが、実際に引き上げられるのは同年12月に行われる年末調整時になりますので、それまでは現状の55万円ということになります)を差し引いた67万円が給与所得金額となり、この67万円というのは、国民年金保険料の納付につき、その全額が免除される際の所得要件である35万円(扶養親族の数+1)×32万円=67万円以下(単身の場合)の場合と合致し、この場合には、「継続給付」が減額されずに全額支給されるということになります。 改正厚生年金保険法第65条第1項

4. 子どもがいるケース

- ⑦ 18歳年度末までにある子がいる場合は、**子が18歳年度末になるまでは現行制度と同じであり、見直しの影響はない（子どもが18歳になった後は、更に5年間は加算によって増額された有期給付+上記⑥の継続給付の対象となる。）**。また、遺族基礎年金の子の加算額が増額（年間約23.5万→年間約28万）となり給付増となる。 改正厚生年金保険法第65条第2項
改正厚生年金保険法第65条第1項第3号

60歳に達する前に支給すべき事由が生じた遺族厚生年金の受給権者（「特定受給権者」と言います）において、遺族基礎年金の受給権を有する期間があり、かつ、60歳に達する前に当該遺族基礎年金の受給権が消滅した場合、例えば、当該子につき18歳年度末が終了したことにより、当該遺族基礎年金の受給権が消滅した場合は、当該消滅の日から起算して5年を経過した日の属する月までの「有期給付(+有期給付加算)」が支給され、さらに、**当該月の翌月以後の月分につき、収入が十分でないなどの要件を満たせば、引き続き、「継続給付」が最長65歳まで支給されることとなります。**

遺族厚生年金の見直し

- ✓ 女性の就業率の向上などに合わせて、**遺族厚生年金の男女差を解消**します。

【男性は2028年4月から実施、女性は2028年4月から20年かけて段階的に実施】

現在の仕組み

女性

30歳未満で死別：5年間の有期給付

30歳以上で死別：無期給付

男性

55歳未満で死別：給付なし

55歳以上で死別：60歳から無期給付

見直し後

男女共通

60歳未満で死別：原則5年間の有期給付

配慮が必要な場合は

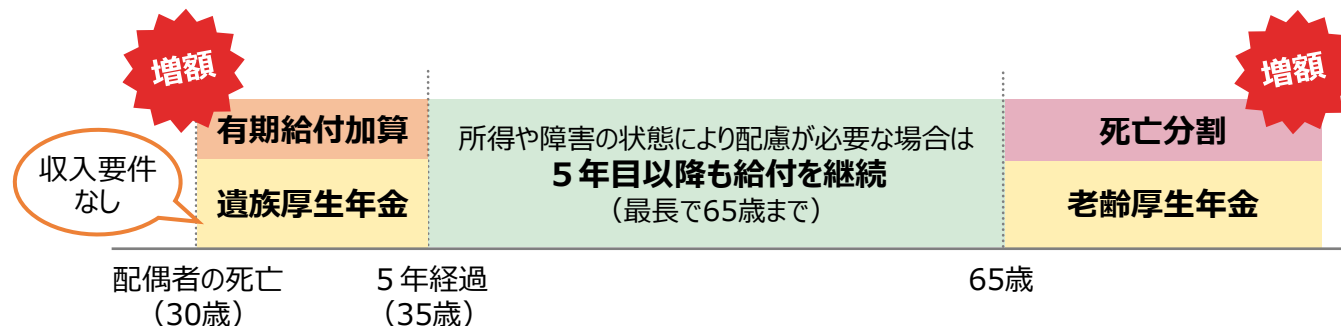
5年目以降も給付を継続

- 有期給付の収入要件（年収850万円未満）を廃止
- 年金額の増額（有期給付加算、死亡分割）

60歳以上で死別：無期給付（現行どおり）

いずれも、こどものいない場合（※こどもとは、18歳になった年度末までまたは障害の状態にある場合は20歳未満の方をいいます）

【例】こどものいない方が30歳で配偶者を亡くした場合（男女共通）



現在と変更のない方

- ・60歳以上で死別された方
- ・こども（上記※に該当）がいる方
- ・改正前から遺族厚生年金を受け取っていた方
- ・2028年度に40歳以上になる女性

こどもがいる場合の加算の見直し

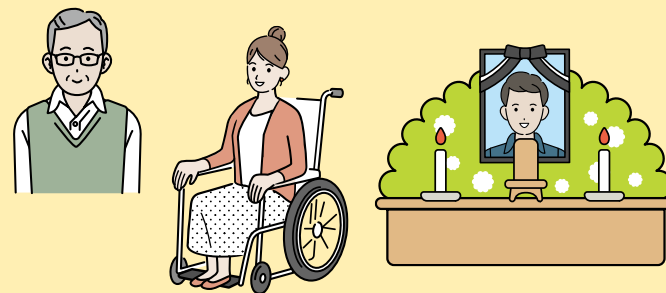
年金には、こどもを養育している年金受給者の方に対し、年金額を加算する仕組みがあります。今回、この加算額の引上げに加え、老齢基礎年金のみを受給されている方など、対象者の範囲を広げることを予定しています。

対象者

✓ 年金を受給している。

(老齢基礎年金、老齢厚生年金、障害基礎年金、障害厚生年金（1級、2級）、遺族基礎年金、遺族厚生年金)

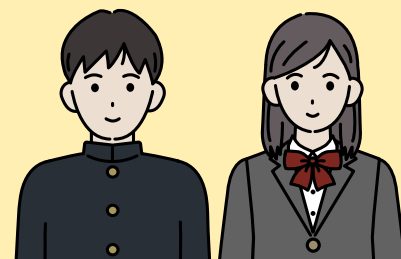
※下線部は今回の改正で加算が新設される年金です。



別紙「年金制度における子に係る加算について(全体像)」をご参照下さい

✓ こどもがいる。

(18歳になった年度末まで（一定程度の障害があるこどもは20歳まで）)



こどもがいる場合の加算額を引き上げます！ (現在受給している方も対象になります)

別紙「年金制度における子に係る加算について(全体像)」をご参照下さい

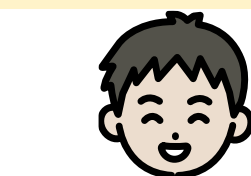
現在の加算額

1人につき

年額 **234,800円**

1人につき

年額 **78,300円**



こども

1

人目



こども

2

人目



こども

3

人目以降

引上げ

改正後の加算額

1人につき

年額 **281,700円へ**

※上記の金額は2024年度価格の年額です。

20代から50代に死別した子のない配偶者の遺族厚生年金の見直し

第17回社会保障審議会年金部会
2024年7月30日

資料4

【現行制度】

- 20代から50代に死別した子のない配偶者に対する遺族厚生年金は、主たる生計維持者を夫と捉え、夫と死別した妻が就労し生計を立てることが困難であり、世帯の稼得能力が喪失した状態が将来にわたり続くことが見込まれるといった社会経済状況を背景に、妻に対して30歳未満の場合には有期給付、30歳以上の場合には期限の定めのない終身の給付が行われている。
- 一方で、夫は就労して生計を立てることが可能であるという考えの下、55歳未満の夫には遺族厚生年金の受給権が発生しない。加えて、受給権取得当時の年齢が40歳以上65歳未満である中高齢の寡婦のみを対象とする加算があるなど、制度上の男女差が存在している。

【見直しの意義】

- 女性の就業の進展、共働き世帯の増加等の社会経済状況の変化や制度上の男女差を解消していく観点を踏まえて、20代から50代に死別した子のない配偶者に対する遺族厚生年金を見直す。

※ 施行日前に受給権が発生している遺族厚生年金については、現行制度の仕組みを維持する。

【見直しの方向性】

- 20代から50代に死別した子のない配偶者に対する遺族厚生年金を、配偶者の死亡といった生活状況の激変に際し、生活を再建することを目的とする5年間の有期給付と位置付け、年齢要件に係る男女差を解消することを検討する。
- 現在、妻が30歳未満に死別した場合に有期給付となっている遺族年金について、適切な配慮措置を講じた上で、30歳以上へと対象年齢の引上げを徐々に行うことにより、20代から50代に死別した子のない妻に対する遺族厚生年金の見直しを行う。引上げの施行に当たっては、現に存在する男女の就労環境の違いを考慮するとともに、現行制度を前提に生活設計している者に配慮する観点から、相当程度の時間をかけて段階的に施行することとする。男性については、こうした女性の対象見直しと合わせて、給付対象となる年齢を拡大する。

※年齢別遺族厚生年金の新規受発者

(30歳以上の子のない女性・令和5年度)

30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳
約100人	約160人	約420人	約1,550人	約4,670人	約9,260人

- なお、養育する子がいる世帯としてみた場合の遺族厚生年金、高齢期の夫婦の一方が死亡したことによって発生する遺族厚生年金については、現行制度の仕組みを維持する。

<別紙>

【遺族厚生年金の年金額にもよるが、概ね月収 20 万円から 30 万円を超えると継続給付は終了する場合について】

改正厚生年金保険法第 65 条第 3 項に規定されている内容に当てはまるものだと考えます。

● 改正厚生年金保険法第 65 条第 3 項は下記の通りとなります。

『(改正厚生年金保険法第 65 条)第一項の支給停止額が六十歳に達する前に支給すべき事由が生じた遺族厚生年金の額を超えるときは、当該遺族厚生年金の全部の支給を停止する。』

● 改正厚生年金保険法第 65 条第 1 項は下記の通りとなります。

『六十歳に達する前に支給すべき事由が生じた遺族厚生年金は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日から起算して五年を経過した日（以下この条において「基準日」という。）の属する月の翌月以後の月分について、特定受給権者の前年（一月から九月までの月分については、前々年とする。次項において同じ。）の所得が、国民年金法第九十条第一項（第一号又は第三号に係る部分に限る。）の規定により国民年金の保険料を納付することを要しないものとされる所得の額を勘案してその者の所得税法（昭和四十年法律第三十三号）に規定する扶養親族（次項第一号において単に「扶養親族」という。）の有無及び数に応じて政令で定める額（次項において「第一所得基準額」という。）を超えるときは、支給停止額に相当する部分の当該遺族厚生年金の支給を停止する。』

● 国民年金法第 90 条第 1 項(令和 7 年 6 月 1 日施行分)

『次の各号のいずれかに該当する被保険者等から申請があつたときは、厚生労働大臣は、その指定する期間（次条第一項から第三項までの規定の適用を受ける期間又は学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十条に規定する高等学校の生徒、同法第八十三条に規定する大学の学生その他の生徒若しくは学生であつて政令で定めるもの（以下「学生等」という。）である期間若しくは学生等であつた期間を除く。）に係る保険料につき、既に納付されたものを除き、これを納付することを要しないものとし、申請のあつた日以後、当該保険料に係る期間を第五条第三項に規定する保険料全額免除期間（第九十四条第一項の規定により追納が行われた場合にあっては、当該追納に係る期間を除く。）に算入することができる。ただし、世帯主又は配偶者のいずれかが次の各号のいずれにも該当しないときは、この限りでない。

一 当該保険料を納付することを要しないものとすべき月の属する年の前年の所得（一月から厚生労働省令で定める月までの月分の保険料については、前々年の所得とする。以下この章において同じ。）が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、政令で定める額以下であるとき。

二 被保険者又は被保険者の属する世帯の他の世帯員が生活保護法による生活扶助以外の扶助その他の援助であつて厚生労働省令で定めるものを受けるとき。

三 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）に定める障害者、寡婦その他の同法の規

定による市町村民税が課されない者として政令で定める者であつて、当該保険料を納付することを要しないものとすべき月の属する年の前年の所得が政令で定める額以下(1,350,000 円以下)であるとき。』

四 保険料を納付することが著しく困難である場合として天災その他の厚生労働省令で定める事由があるとき。

~~~~~は、要は「継続給付」が支給される月分のことを言っています。

====は、国民年金保険料の申請全額免除に該当する事由のひとつである「免除すべき月の属する年の前年の所得」が政令で定める額以下であれば、申請全額免除が認められることを意味しています。政令で定める額は下記の通りとなります。

350,000 円+(扶養親族等の数+1)×320,000 円=670,000 円(単身者の場合)

※ 概ね月収 20 万円から 30 万円とのことなので、年収にすると概ね 2,400,000 円から 3,600,000 円で、

※ 当該年収の範囲での所得(給与)は、

給与収入 2,400,000 円-(2,400,000 円/4×2.8-80,000 円)=1,600,000 円

給与収入 3,600,000 円-(3,600,000 円/4×3.2-440,000 円)=2,440,000 円

注:( )は、給与所得控除の額

参照: [「令和 6 年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き」P10「給与所得」](#)をご参照下さい。

※ 当該範囲での支給停止額は、

(1,600,000 円-670,000 円=930,000 円)から(2,440,000 円-670,000 円=1,770,000 円)

※ 六十歳に達する前に支給すべき事由が生じた遺族厚生年金の額が全額支給停止になる場合

当該範囲での支給停止額>六十歳に達する前に支給すべき事由が生じた遺族厚生年金の額

# 令和6年分

## 所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き

- この手引きは、一般的な事項を説明しています。
- この手引きでは、所得税及び復興特別所得税を「所得税等」といいます。
- この手引きでは、「令和6年分における所得税額の特別控除」を「定額減税」といいます。

### 定額減税について

一定の要件に該当する方は、令和6年分所得税について定額減税の適用を受けることができます。  
なお、一定の要件に該当し、定額減税の適用を受ける方は、申告書の「令和6年分特別税額控除」欄を忘れずに記入してください。  
※ 詳しくは、26ページをご覧ください。

書かない  確定申告！

スマホやパソコンを使って  
ご自宅から♪

確定申告は **マイナンバーカード** で **e-Tax**

### e-Taxの5つのメリット



自宅から  
申告可能



確定申告期間  
24時間利用可能

※ メンテナンス時間を除きます



申告書が  
データで取得可能



添付書類  
提出不要

※ 一部の書類を除きます



早期還付  
(3週間程度で還付)

書面提出の場合は  
1か月～1か月半程度で還付



**確定申告書等作成コーナー**なら、

金額等を入力するだけで**自動計算**で申告書が完成！  
申告書はそのまま**e-Tax**で送信

作成コーナーは  
こちら



さらに**マイナポータル連携**で

**給与情報**や**控除証明書**等のデータが**自動入力**でき、  
**控除証明書**等の**書面の管理**や**保管**も**不要**！

集計や入力の  
手間が不要♪

マイナポータル連携  
の詳細はこちら



※ ご利用には事前準備が必要です。事前準備は余裕をもってお早めに！

**確定申告でお困りのときは“ふたば”にご相談ください。**



税務職員ふたば

確定申告に関する疑問は、国税庁ホームページ  
税務相談チャットボットの「税務職員ふたば」にご相談ください。  
お問合せ内容をメニューから選択するか、  
文字を入力いただくことにより、  
人工知能(AI)が自動でお答えします。

ご相談はこちら



税務署 この社会あなたの税がいきている

確定申告の概要

記載例

手順1

手順2

手順3

手順4

手順5

手順6

知っておきたいこと

添付書類

医療費控除の明細書

振替納税申込み書

下書き用申告書

## 給与所得

第一表 ④⑥

## 所得の概要

俸給、給料、賃金、賞与、歳費やこれらの性質を有する給与に係る所得

## 所得金額の計算欄

Step ①～④の順で計算します。

## Step ① 給与等の収入金額

|              |      |   |   |
|--------------|------|---|---|
| 給与等の収入金額(税込) | (合計) |   | A |
|              |      | 円 |   |

## Step ② 給与所得控除後の給与等の金額

| Aの金額                  | 給与所得控除後の給与等の金額                        |                            |
|-----------------------|---------------------------------------|----------------------------|
| ～550,999円             |                                       | 0円                         |
| 551,000円～1,618,999円   | $A - 550,000$ 円                       |                            |
| 1,619,000円～1,619,999円 |                                       | 1,069,000円                 |
| 1,620,000円～1,621,999円 |                                       | 1,070,000円                 |
| 1,622,000円～1,623,999円 |                                       | 1,072,000円                 |
| 1,624,000円～1,627,999円 |                                       | 1,074,000円                 |
| 1,628,000円～1,799,999円 | $A \div 4$ (千円未満の端数切捨て)<br>_____,000円 | $B \times 2.4 + 100,000$ 円 |
| 1,800,000円～3,599,999円 | $A \div 4$ (千円未満の端数切捨て)<br>_____,000円 | $B \times 2.8 - 80,000$ 円  |
| 3,600,000円～6,599,999円 | $A \div 4$ (千円未満の端数切捨て)<br>_____,000円 | $B \times 3.2 - 440,000$ 円 |
| 6,600,000円～8,499,999円 | $A \times 0.9 - 1,100,000$ 円          |                            |
| 8,500,000円～           | $A - 1,950,000$ 円                     |                            |

※ 1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。

## Step ③ 所得金額調整控除の計算

次の(1)や(2)に該当する場合は、それぞれの算式により計算します。

(1)あなたの給与等の収入金額(税込)が850万円を超え、  
①あなた、同一生計配偶者(➡39ページ)若しくは扶養親族(➡39ページ)のいずれかが特別障害者(➡39ページ)である場合、又は②23歳未満の扶養親族がいる場合

|                             |             |   |
|-----------------------------|-------------|---|
| 給与等の収入金額(税込)(Aの金額)          | (最高1,000万円) | D |
|                             | 円           |   |
| $D - 850$ 万円                |             | E |
|                             | 円           |   |
| 所得金額調整控除額( $E \times 0.1$ ) |             | F |
|                             | 円           |   |

※ 1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げます。

## Step ④ 給与所得の金額

|                          |   |
|--------------------------|---|
| 給与所得の金額( $C - (F + I)$ ) | J |
|                          | 円 |

※ 所得金額調整控除の金額がない場合は、Cの金額をDに記入します。

## 申告書の書き方

## 第一表

● ④欄 … 計算欄Aの金額を転記します。

● ⑥欄 … 計算欄Jの金額を転記します。

※ ④欄の「区分」の□には、Step ③「所得金額調整控除の計算」の(1)に該当する場合は「1」を、(2)に該当する場合は「2」を、(1)及び(2)の両方に該当する場合は「3」を記入します。

※ ⑥欄の「区分」の□は、給与所得者の特定支出控除を受ける場合にのみ、「給与所得者の特定支出に関する明細書」の区分番号を記入します。給与所得者が各年において特定支出(①通勤費、②職務上の旅費、③転居費(転任に伴うもの)、④研修費、⑤資格取得費(人の資格を取得するための費用)、⑥帰宅旅費(単身赴任に伴うもの)及び⑦勤務必要経費をいいます。)をした場合において、その年中の特定支出の額の合計額が一定額を超えるときは、特定支出控除の適用を受けることができます。

HP参照: タックスアンサー

『給与所得者の特定支出控除』

## 第二表

● 「所得の内訳(所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額)」欄

… 該当事項を記入します。

● 「配偶者や親族に関する事項(②③、③④、③⑨、④④)」欄

… 所得金額調整控除を適用した場合で、一定の要件(➡19・20ページの「その他」欄)に該当するときは、配偶者又は扶養親族の氏名、続柄、生年月日を記入します。

(2)あなたに給与所得と公的年金等の雑所得がある場合で、給与所得控除後の給与等の金額と公的年金等の雑所得の金額の合計額が10万円を超える場合

|                                      |   |
|--------------------------------------|---|
| 給与所得控除後の給与等の金額(最高10万円)(Cの金額)         | G |
|                                      | 円 |
| 公的年金等の雑所得の金額(最高10万円)(➡11・12ページのCの金額) | H |
|                                      | 円 |
| 所得金額調整控除額( $(G + H) - 10$ 万円)        | I |
|                                      | 円 |



スマホで「確定申告書等作成コーナー」を利用すれば、カメラで給与所得の源泉徴収票を読み取り自動入力できます

年金制度における加算（子・配偶者）の現状

- 公的年金制度においては、子や配偶者のいる世帯に対して、生活保障を目的としてその扶養の実態に着目し、子や配偶者に係る加算を行っている。子に係る加算としては、障害年金・遺族年金ではそれぞれ障害基礎年金・遺族基礎年金の子に係る加算、老齢年金では老齢厚生年金（加給年金）として支給額を加算している。
- 子に係る加算の支給額は、第1子・第2子が234,800円、第3子以降は78,300円とされており、第3子以降への加算額が第1子・第2子に比べて少ない。（※金額は令和6年度価格）

| 《年金制度における加算の現状》（金額は令和6年度価格） |                                                                                                                                                                                                                                                                                              |                                                                                                                                                            | 令和7年度 → 239,300円<br>79,800円                                                                                                                      |
|-----------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                             | 老齢年金                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 障害年金                                                                                                                                                       | 遺族年金                                                                                                                                             |
| 厚生年金                        | <p>《配偶者》加給年金</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 65歳到達時に生計維持</li><li>・ 配偶者が65歳未満</li><li>・ 234,800円 + 特別加算（最大173,300円）</li></ul> <p>《子》加給年金</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 65歳到達時に生計維持</li><li>・ 子が18歳になる年度末まで※</li><li>・ 234,800円（第2子まで）<br/>（第3子以降78,300円）</li></ul>  | <p>《配偶者》加給年金</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 障害等級1級・2級に該当、生計維持</li><li>・ 配偶者が65歳未満</li><li>・ 234,800円（特別加算なし）</li></ul> <p>子に係る加給年金が創設されます</p> | <p>配偶者（遺族厚生年金の受給権を取得した当時その者と生計を同じくする子がある場合）及び子（ただし、子のみに支給する遺族厚生年金の場合）に係る加給年金が創設されます</p>                                                          |
|                             | <p>子に係る加算が創設されます（改正国民年金法第27条の6第1項・第2項）</p> <p>※4 老齢基礎年金に加算される子に係る加算額についても、子一人につき269,600×改定率÷287.100（令和7年度の改定率1.065で算出すると）となります。ただし、次に掲げる月数を合算した月数が300に満たない場合の計算式は下記の通りとなります。（300みなし）<br/>269,600×改定率×300/当該合算した月数<br/>①保険料納付済期間の月数②保険料1/4免除期間の月数③保険料半額免除期間の月数④保険料3/4免除期間の月数⑤保険料全額免除期間の月数</p> | <p>《子》額の加算</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 障害等級1級・2級に該当、生計維持</li><li>・ 子が18歳になる年度末まで※</li><li>・ 234,800円（第2子まで）<br/>（第3子以降78,300円）</li></ul>   | <p>《子》額の加算</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 死亡当時に生計維持</li><li>・ 子が18歳になる年度末まで※</li><li>・ 234,800円（第2子まで）<br/>（第3子以降78,300円）</li></ul> |
| 基礎年金                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                              |                                                                                                                                                            |                                                                                                                                                  |

※障害等級1・2級に該当する障害の状態にある子は20歳まで。

# 年金制度における子に係る加算について（全体像）

第22回社会保障審議会年金部会  
2024年12月3日

資料 1

子に係る加算を、厚生年金・基礎年金のいずれにおいても年金の種別に拠らない共通の制度※とし、子の出生順位にかかわらず、一律の金額を加算してはどうか。

（※なお、厚生年金を優先する併給調整を行う。）

子に係る加給年金額及び加算額(一律の金額)→269,600円×改定率≒287,100円(令和7年度の改定率1.065で算出すると)

## 老齢年金

改正厚生年金保険法第44条第1項・第2項

### 《子》加給年金（支給額を増額）

- ・厚生年金の加入期間 →10年に短縮※1
- ・65歳到達時に生計維持
- ・子が18歳になる年度末まで※
- 【支給額】（第2子まで）234,800円  
（第3子以降）78,300円  
→一律の金額を加算※1
- 【子に係る加算件数】3.6万人（推計）

## 障害年金

改正厚生年金保険法第50条の2第1項・第2項

### 《子》加給年金（対象に追加）

- ・障害等級1級・2級に該当、生計維持
  - ・子が18歳になる年度末まで※
  - 【支給額】一律の金額を加算※2
  - 【子に係る加算件数】4.3万人（推計）
- ※2 65歳未満の配偶者に係る加給年金額は224,700円×改定率≒239,300円(令和7年度の改定率1.065で算出すると)

## 加給年金の共通化

## 遺族年金

改正厚生年金保険法第62条の2第1項・第2項

### 《子》加給年金（対象に追加）

- ・死亡当時に生計維持
  - ・子が18歳になる年度末まで※
  - 【支給額】一律の金額を加算※3
  - 【子に係る加算件数】7.3万人（推計）
- 改正厚生年金保険法第62条の3第1項・第2項
- ※3 被保険者又は被保険者であった者の死亡について遺族厚生年金の受給権を取得した子が二人以上あるときは、その子の数で除して得た額とします。それら子に支給される加給年金額は、それら子のうち一人を除いた子につき、それぞれ269,600円×改定率≒287,100円(同)

厚生年金

基礎年金

※1 子の加給年金に関しては、老齢厚生年金の受給権者がその権利を取得した当時、当該老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が120以上であるときに限るとされています。

※1 65歳未満の配偶者に関しては、当該月数が240以上であるときに限るとされており、しかも、65歳未満の配偶者に係る加給年金額は202,200円×改定率≒215,300円(同)

基礎年金と厚生年金のいずれも子に係る加算の受給要件を満たす場合は、厚生年金を優先し併給調整を行う。

改正国民年金法第27条の6第1項・第2項

### 《子》額の加算（対象に追加）

- ・65歳到達時に生計維持
  - ・子が18歳になる年度末まで※
  - 【支給額】一律の金額を加算※4  
（なお、加入期間に応じた金額の調整を検討）
  - 【子に係る加算件数】2.2万人（推計）
- ※4 前ページの同欄に詳細記載しています。

改正国民年金法第33条の2第1項

### 《子》額の加算（支給額を増額）

- ・障害等級1級・2級に該当、生計維持
- ・子が18歳になる年度末まで※
- 【支給額】（第2子まで）234,800円  
（第3子以降）78,300円  
→一律の金額を加算
- 【子に係る加算件数】11.1万人（推計）

改正国民年金法第39条第1項・第39条の2第1項

### 《子》額の加算（支給額を増額）

- ・死亡当時に生計維持
  - ・子が18歳になる年度末まで※
  - 【支給額】（第2子まで）234,800円  
（第3子以降）78,300円  
→一律の金額を加算
  - 【子に係る加算件数】4.4万人（推計）
- 遺族基礎年金についても、遺族厚生年金と同様に、上記※3に記載した内容(加給年金額は加算額に読み替えて下さい)が適用されます。

## 加算額の共通化

令和7年度→239,300円  
79,800円

※障害等級1・2級に該当する障害の状態にある子は20歳まで

(件数は令和4年度時点での推計、金額は令和6年度価格。) 76